

りんご生産農家の皆さまへ

りんご黒星病防除対策事業

町では、黒星病のまん延防止対策として、令和3年に特別散布する薬剤の購入費用に対して農家の負担軽減を図ることを目的に鶴田町りんご黒星病防除対策事業を下記のとおり実施いたします。申請される方は必要書類を持参の上、産業課までお越しください。

ただし、つがるにしきた農協で購入された分は、つがるにしきた農協が代わりにまとめて申請手続きをするので、申請は不要です。

※一部の農薬販売業者においても、申請の受付を行います。詳しくは購入先の販売業者へお問い合わせください。(振込先口座番号、認印が必要となります)

■ 対象者…①鶴田町に住所を有するりんご生産農家

※耕作面積1反(10a)以上

※本人及び世帯員に町税等の滞納がない方

②鶴田町に所在するりんご共同防除組合

■ 対象資材…令和2年12月1日～令和3年6月15日の期間に購入した、落花10日後頃～落花20日後頃(つがるにしきた農協鶴翔支店防除暦)の間に特別散布する、黒星病に予防効果がある「殺菌剤」

※後日、防除日誌等を提出して頂きます。

補助対象となるのは上記時期に特別散布した薬剤のうち1種類のみです。

■ 助成内容…対象経費の1/3以内、10a当たり401円を上限とします。

□ 助成対象となる最大面積は、農地基本台帳の果樹面積とします。

なお、1畝(1a)に満たない面積は切り捨てとします。

(例)面積が1,983㎡ → 最大で1.9反(19a)分の761円が助成対象となります。

□ 散布面積に対しての助成ですので、散布の有無を「防除日誌」等で確認します。

● 受付日時…3月25日(木)～6月16日(水)(ただし、土日祝日を除く)9時～12時、13時～16時

● 受付場所…役場2階 産業課 農業振興班

● 持参するもの ・落花10日後頃～落花20日後頃の間に特別散布する「殺菌剤」の購入(令和2年12月1日～令和3年6月15日)が確認できるもの(納品書、領収書、レシートなど)

・補助金振込先の通帳、印鑑(認印でも可)

・共防での申込みの場合は、構成員別散布面積が確認できる資料

◆**つがるにしきた農協で購入された方は、申請不要です。つがるにしきた農協以外で購入した物もある場合は、申請が必要となりますので、ご注意下さい。**

◆**共防に加入していれば、共防としての申請となります。共防に加入していても、個人散布分は申請が必要となります。**